

東部リサイクルプラザ

クレーン等年次定期点検業務委託

仕 様 書

令和 8 年度

東部リサイクルプラザ

第1章 一般事項

第1節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受託者の責任において実施し、誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書・図面（以下設計図書という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令、条例等の適用)

本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙のとおりとする。

第2節 現場管理

1. 2. 1 (履行管理)

現場責任者は委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意して施工すること。また、業務履行については、当プラザの運転管理等に支障を与えることのないよう監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 3 (別契約の関連作業)

別契約の関連作業〔修理、委託等〕については、当該関係者と協力し当プラザの運転管理をも含め全体の円滑な進捗を図ること。

1. 2. 4 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 5 (業務用電力等)

本業務履行に必要な電力、用水は、原則として市が支給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、当プラザの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

1. 2. 6 (材料検査等)

本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。また、受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 7 (養生その他)

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 8 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 9 (発生材の処理)

- (1) 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
- (2) 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
- (3) (1)及び(2)以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

1. 2. 10 (検査)

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行すること。また、完了後、受託者は本市検査

員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

1. 2. 1 1 (安全事項)

安全衛生責任者名を現場に掲示し、常に作業環境の整備を図り、次の事項を遵守すること。

- (1) 現場の整理・整頓に努めること。
- (2) 安全衛生責任者による作業器具等の安全点検を使用前に必ず行うこと。
- (3) 保護具（ヘルメット・安全带・安全靴・保護眼鏡・手袋等）の点検を実施し、使用の徹底を図ること。また、安全带及び命綱は、破損、変形等しない堅固で腰より高い箇所に固定すること。
- (4) 休憩・喫煙等は指定された場所以外では行わないこと。
- (5) 安全衛生責任者を通じ現場作業者全員に、安全意識の高揚と正しい作業方法を指導すること。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (委託概要)

本委託業務は 東部リサイクルプラザに設置している不燃ごみクレーンほかの性能検査及び定期自主検査を、クレーン等安全規則第34条及び第40条の規定に基づき実施するものである。

2. 1. 2 (委託内容)

本委託業務の対象機器及び内容は下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 不燃ごみクレーンの年次点検 | 1 基 |
| (2) 破砕機保全ホイスの年次点検 | 1 基 |
| (3) 空き缶クレーンの定期自主点検 | 1 基 |
| (4) 粗破砕機保全ホイスの定期自主点検 | 2 基 |
| (5) 機器搬入搬出装置の定期自主点検 | 4 基 |
| (6) 圧縮成型品ホイスの定期自主点検 | 2 基 |
| (7) No.3 処理不適物除去装置の定期自主点検 | 1 基 |

2. 1. 3 (使用工具類)

本委託業務に使用する工具類は、受託者において十分な点検整備したものを準備すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所の点検については、本市の保管する工具を貸出すものとする。

第2節 点検業務概要

2. 2. 1 (年次・自主点検)

クレーン、及びホイス等の年次点検実施に当たっては、労働省労働基準局安全衛生部安全課監修改訂増補「天井クレーン点検基準」及び「ホイス式クレーン点検基準」等の関係規則に基づき業務を行うこと。

2. 2. 2 (業務内容等)

機器概要及び業務内容は、次のとおりとする。

1 機器概要及び業務内容

- | | |
|---|-----|
| (1)不燃ごみクレーン | 1 基 |
| (第 1697 号検査書) (検査満了日令和 9 年 2 月 22 日) | |
| クラブトロリー式天井クレーン メンテナンスホイス付 | |
| (吊上荷重 3.675t 定格荷重 1.375 揚程 10.35/12m スパン 14.0m) | |
| メンテナンス用ホイス (吊上荷重 2.827t 揚程 12m) | |

製造会社 東洋ホイスト㈱
内容（年次点検）

ア) ランウエイの点検	1 式
・ レール点検	・ 緩衝装置の点検
イ) 鋼構造部の点検 1 式	
・ ガーダ及びサドル点検	・ 横行レールの点検
・ トリッパフレームの点検	
ウ) 走行機械装置の点検	1 式
・ 電動機の点検	・ 軸継手（カップリング）点検
・ ブレーキの点検	・ 歯車（ギヤーケース類）の点検
・ 走行車輪点検及び計測	・ 軸受類の点検
エ) 横行装置の点検	1 式
・ 電動機の点検	・ 軸継手（カップリング）点検
・ ブレーキの点検	・ 歯車（ギヤーケース等）の点検
・ 横行車輪点検及び計測	・ 軸及び軸受類の点検
オ) 巻上機械装置の点検	1 式
・ 電動機の点検	・ 軸継手（カップリング）点検
・ ブレーキの点検	・ 歯車（ギヤーケース等）の点検
・ ドラム（シーブ）点検	・ 軸及び軸受類の点検
・ ワイヤロープ点検	・ 巻上用減速機点検（オイル等）点検
カ) 電気関係の点検	1 式
・ 給電装置点検	・ 電動機点検(巻上・走行・横行)
・ 配電盤点検	・ 計量装置点検
・ 操作関係点検（押釦・無線機	・ 絶縁抵抗測定
・ その他電気関係点検	
キ) 安全装置の点検	1 式
・ 過巻防止装置点検	・ 非常停止装置
・ 過負荷防止装置	・ 衝突防止装置点検
・ 逸走防止装置点検	
・ その他安全装置関係点検	
ク) 荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
・ 巻上下運転	・ 横走行運転
・ ブレーキ調整	・ リミットスイッチ作動確認
・ 無負荷試験	・ 負荷試験
・ たわみ測定	
ケ) 油圧バケット点検	1 基

- ・電動機点検(開閉)
- ・油圧ユニット点検 (ポンプ等)
- ・油圧シリンダー点検
- ・吊り金具点検計測 (不良な場合交換)
- ・バケット交換 (予備機と交換し、点検後格納)
- ・試運転作動状況確認
- ~~・作動油交換 (油脂類市支給 1 基分 120L)~~

コ) メンテナンス用ホイストの点検 1 基

- ・メンテナンス用ホイストの点検
 - (a)ランウエイの点検
 - (b)鋼構造物の点検
 - (c)横行機械装置の点検
 - (d)巻上機械装置の点検
 - (e)電気関係の点検
 - (f)安全装置の点検
 - (g)荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可)

サ) その他 1 式

- ・クレーン関係の清掃
- クレーン全般の清掃
- ランウエイの清掃

(2) 破砕機保全ホイスト 1 基

(第 1696 号検査書) (検査満了日令和 9 年 2 月 22 日)

テルハ (吊上荷重 5.014t 揚程 9.0m スパン 3.35m)

製造会社 (株)キトー (5tERM 型 電気トロリ付電気チェーンブロック)

内容 (年次点検)

ア) ランウエイの点検 1 式

- ・レール点検
- ・緩衝装置の点検

イ) 鋼構造部の点検 1 式

- ・ガーダ及びサドル点検
- ・横行レールの点検
- ・トロリフレームの点検

ウ) 走行装置の点検 1 式

- ・電動機の点検
- ・軸継手 (カップリング) 点検
- ・ブレーキの点検
- ・歯車 (ギヤーケース等) の点検
- ・走行車輪点検及び計測
- ・軸及び軸受類の点検

エ) 巻上機械装置の点検 1 式

- ・電動機の点検
- ・軸継手 (カップリング) 点検
- ・ブレーキの点検
- ・歯車 (ギヤーケース等) の点検

・シーブ点検	・軸及び軸受類の点検
・ロードチェーンの点検	・巻上用減速機点検（オイル等）点検
オ) 電気関係の点検	1 式
・給電装置点検	・電動機点検(巻上・走行・横行)
・配電盤点検	・計量装置点検
・操作関係点検（押釦・無線機）	・絶縁抵抗測定
・その他電気関係点検	
カ) 安全装置の点検	1 式
・過巻防止装置点検	・非常停止装置
・過負荷防止装置	・衝突防止装置点検
・逸走防止装置点検	
・その他安全装置関係点検	
キ) 荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
・巻上下運転	・横走行運転
・ブレーキ調整	・リミットスイッチ作動確認
・無負荷試験	・負荷試験
・たわみ測定	
ク) その他	1 式
・ホイスト関係の清掃	
ホイスト全般の清掃	
ランウェイの清掃	

(3) 空き缶クレーン 1 基

クラブトロリー式天井クレーン メンテナンスホイスト付

（吊上荷重 2.35t 定格荷重 0.25t 揚程 9.3m スパン 11.5m）

メンテナンス用ホイスト（吊上荷重 2.8t 揚程 12m）

製造会社 東洋ホイスト㈱

内容（定期自主点検）（詳細は不燃ごみクレーンに準じた点検を行うこと。）

ア) ランウェイの点検	1 式
イ) 鋼構造部の点検	1 式
ウ) 走行機械装置の点検	1 式
エ) 横行装置の点検	1 式
オ) 巻上機械装置の点検	1 式
カ) 電気関係の点検	1 式
キ) 安全装置の点検	1 式
ク) 荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式

ケ) 油圧バケット点検及び予備機との交換	1 基
(No.2 バケットの作動油 190 リットルの交換、作動油は本市支給)	
コ) メンテナンス用ホイストの点検	1 基
・ メンテナンス用ホイストの点検	
(a)ランウェイの点検	
(b)鋼構造物の点検	
(c)横行機械装置の点検	
(d)巻上機械装置の点検	
(e)電気関係の点検	
(f)安全装置の点検	
(g)荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可)	
サ) その他	1 式
・ クレーン関係の清掃	
クレーン全般の清掃	
ランウェイの清掃	
(4) 粗破砕機保全ホイスト(ローヘッド形電動式走行クレーン)	2 基
ホイスト式天井クレーン (吊上荷重 2.8t 揚程 10.0m スパン 5.3m)	
製造会社 (株キトー (2.8t ERM 型 電気トロリ付電気チェーンブロック)	
内容 (定期自主点検)	
ア) ランウェイの点検	1 式
イ) 鋼構造部の点検	1 式
ウ) 走行機械装置の点検	1 式
エ) 横行装置の点検	1 式
オ) 巻上機械装置の点検	1 式
カ) 電気関係の点検	1 式
キ) 安全装置の点検	1 式
ク) 荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可)	1 式
ケ) その他	1 式
・ ホイスト関係の清掃	
ホイスト全般の清掃	
(5) No. 1 機器搬入搬出装置	1 基
テルハ (吊上荷重 2.0t 揚程 18.0m)	
製造会社 (株キトー (2.0t ERM 型 電気トロリ付電気チェーンブロック)	
内容 (定期自主点検) (詳細は破砕機保全ホイストに準じた点検を行うこと。)	

ア) ランウェイの点検	1 式
イ) 鋼構造部の点検	1 式
ウ) 走行装置の点検	1 式
エ) 巻上機械装置の点検	1 式
オ) 電気関係の点検	1 式
カ) 安全装置の点検	1 式
キ) 荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
・ホイスト関係の清掃	
ホイスト全般の清掃	
ランウェイの清掃	

(6) No.3 機器搬入搬出装置 1 基

テルハ（吊上荷重 1.0t 揚程 10.0m）

製造会社（株）キトー（1.0t ERM 型 電気トロリ付電気チェーンブロック）

内容（定期自主点検）（詳細は破砕機保全ホイストに準じた点検を行うこと。）

ア) ランウェイの点検	1 式
イ) 鋼構造部の点検	1 式
ウ) 走行装置の点検	1 式
エ) 巻上機械装置の点検	1 式
オ) 電気関係の点検	1 式
カ) 安全装置の点検	1 式
キ) 荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
・ホイスト関係の清掃	
ホイスト全般の清掃	
ランウェイの清掃	

(7) No.4 機器搬入搬出装置 1 基

テルハ（吊上荷重 1.0t 揚程 19.0m）

製造会社（株）キトー（1.0t ERM 型 電気トロリ付電気チェーンブロック）

内容（定期自主点検）（詳細は破砕機保全ホイストに準じた点検を行うこと。）

ア) ランウェイの点検	1 式
イ) 鋼構造部の点検	1 式
ウ) 走行装置の点検	1 式
エ) 巻上機械装置の点検	1 式
オ) 電気関係の点検	1 式
カ) 安全装置の点検	1 式

キ) 荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可) 1 式

- ・ホイスト関係の清掃
- ホイスト全般の清掃
- ランウェイの清掃

(8) No.5 機器搬入搬出装置 1 基

テルハ (吊上荷重 1.0t 揚程 19.0m)

製造会社 (株)キトー (1.0t ERM 型 電気トロリ付電気チェンブロック)

内容 (定期自主点検) (詳細は破砕機保全ホイストに準じた点検を行うこと。)

ア) ランウェイの点検 1 式

イ) 鋼構造部の点検 1 式

ウ) 走行装置の点検 1 式

エ) 巻上機械装置の点検 1 式

オ) 電気関係の点検 1 式

カ) 安全装置の点検 1 式

キ) 荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可) 1 式

- ・ホイスト関係の清掃
- ホイスト全般の清掃
- ランウェイの清掃

(9) 金属圧縮成型品ホイスト 1 基

ホイスト式天井クレーン (吊上荷重 0.50t 揚程 6.0m スパン 3.0m)

製造会社 (株)キトー (0.5t ローヘッド形電動式走行 横行電気ホイスト)

内容 (定期自主点検) (詳細は粗破砕機ホイストに準じた点検を行うこと。)

ア) ランウェイの点検 1 式

イ) 鋼構造部の点検 1 式

ウ) 走行機械装置の点検 1 式

エ) 横行装置の点検 1 式

オ) 巻上機械装置の点検 1 式

カ) 電気関係の点検 1 式

キ) 安全装置の点検 1 式

ク) 荷重試験 (ウエイトは本市設置用品使用可) 1 式

ケ) その他 1 式

- ・クレーン関係の清掃
- クレーン全般の清掃
- ランウェイの清掃

(10) ペットボトル圧縮成型品ホイスト 1 基

ホイスト式天井クレーン（吊上荷重 0.50t 揚程 6.0m スパン 3.0m）

製造会社 ㈱キトー（0.5t ローヘッド形電動式走行 横行電気ホイスト）

内容（定期自主点検）（詳細は粗破砕機ホイストに準じた点検を行うこと。）

ア）ランウェイの点検	1 式
イ）鋼構造部の点検	1 式
ウ）走行機械装置の点検	1 式
エ）横行装置の点検	1 式
オ）巻上機械装置の点検	1 式
カ）電気関係の点検	1 式
キ）安全装置の点検	1 式
ク）荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
ケ）その他	1 式

- ・ クレーン関係の清掃
 - クレーン全般の清掃
 - ランウェイの清掃

(11) No.3 処理不適物除去装置 1 基

ウォール形ジブクレーン

（吊上荷重 1.1t 定格荷重 0.4t 揚程 9.5m レール 1.250m）

製造会社 東洋ホイスト㈱（YEL-20-4J）

内容（定期自主点検）（詳細は粗破砕機ホイストに準じた点検を行うこと。）

ア）ランウェイの点検	1 式
イ）鋼構造部の点検	1 式
ウ）旋回機械装置の点検	1 式
エ）横行装置の点検	1 式
オ）巻上機械装置の点検	1 式
カ）電気関係の点検	1 式
キ）安全装置の点検	1 式
ク）荷重試験（ウエイトは本市設置用品使用可）	1 式
ケ）その他	1 式

- ・ クレーン関係の清掃
 - クレーン全般の清掃
 - ランウェイの清掃

2. 2. 3 (業務内容補足事項)

- (1) クレーン及びホイストの各軸受・各機器・コントローラ等にグリースの注入、及び塗布を行うこと。また、走行駆動ギヤー等にはオープンギヤーオイルを塗布すること。
- (2) グリース等注入困難な箇所は、グリースニップル（本市支給品）の取替、又は分解整備を行うこと。また、リンク機構部他注油が必要と思われる箇所にも注油を行うこと。不良箇所等が発見された場合は、その機器の不良箇所の鮮明な写真を撮影し、写真帳に綴じ込むこと。不良箇所は、委託結果総合報告書 次年(回)度修理必要箇所に記入し、その箇所がわかる図面（色塗り表示）を添付し、提出すること。
- (3) 注意事項
 - ア) 不燃ごみホッパー室内において作業を行う場合は、クレーン担当者へ作業開始作業終了等の連絡通報を行い、安全確保に努めること。
 - イ) 不燃ごみクレーンのメンテナンスホイストを使用し機器の移動又は、不燃ごみホッパー室搬出入口より機器資材等搬出入を行う時は、監督員、クレーン運転担当者等へ連絡通知を行い、開口部の上下で連絡を徹底し吊り荷の下に作業員、その他の者が入り込まないように安全囲い等を設置し作業を行うこと。なお、搬出入物は、有資格者により充分な玉掛けを行い落下事故等のないように安全に注意して作業を行うこと。
 - ウ) 不燃ごみクレーン及び破砕機メンテナンスホイストの荷重試験では連絡を徹底し吊り荷の下に作業員、その他の者が入り込まないように安全に注意して行うこと。
 - エ) 破砕機保全ホイスト類の点検で破砕機室内において作業を行う場合は、監督員及び中央運転担当者へ作業開始、作業終了等の連絡通報を行い、安全確保に努めること。破砕機室出入口より機器資材等搬出入及び出入りを行う時は、中央運転担当者等へ連絡通知を行うこと。

2. 2. 4 (クレーン協会検査等)

クレーン協会による検査がある年度の年次点検の場合は、次の事項も行うこと。

- 1 書類関係
 - ・委託報告書をクレーン協会検査までに早急に1部作成し提出すること。
- 2 立会関係
 - ・クレーン協会による検査に立会すること。
- 3 荷重試験
 - ・荷重をかけてのクレーン協会による検査を受けるため、荷重試験の準備をし、指示により荷重試験を行うこと。

別紙 提出書類

(契約に関する書類は別とする。A 4 用紙にて作成のこと)

1. 着手時に提出する書類

(1) 委託業務着手届 1 部

(2) 工程表 (委託作業表) 1 部

作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承諾を受けなければならない。

(3) 業務責任者及び主任技術者届 1 部

受託者は業務責任者及び主任技術者を定め書面により提出しなければならない。ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。なお、業務責任者と主任技術者は兼ねることができる。

(4) 作業従事者名簿 1 部

2. 履行期間中に提出する書類

(1) 下請負通知書 (一部を委任、又は下請負を行う場合のみ) 1 部

(2) 委託報告書 (副) 1 部

3. 完了時に提出する書類

(1) 委託作業日報 1 部

(2) 委託写真帳 1 部

委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。なお、撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。

(3) 委託報告書 (正) 1 部

様式は事前に監督員と打ち合わせを行い、各機器ごとにその結果を記入して報告すること。(検査成績及び試験結果を含む) なお、次年度修理した方が良いと思われる事項等あれば合わせて記入しておくこと。

(4) 委託業務完了通知書 1 部

4. その他監督員の指示したもの。